

学校防災計画（概要）

I 学校防災計画の基本方針

1. 児童・生徒や多くの町民に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じる恐れがある場合、学校は地域と一体となって危機対処に取り組む。
2. 学校は、授業の早期再開及び被災者の生活の場となる避難所の円滑な運営が行えるよう取り組みを支援する。
3. 大規模災害発生時の初動体制は、①児童・生徒の安全確保を優先することとし、②情報連絡体制 ③教職員の参集体制については、事前に対応を具体的に示し、危機管理意識を深め体制を強化する。
4. 教育活動全体を通して、防災に対する意識を育て、災害に対する実践的な態度を養う。

II 校内体制

1. 災害対策委員会の設置

- ・学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする災害対策委員会を設置する。
- ・委員は、防災管理者である教頭をはじめ校務運営委員会の職員で組織する。
- ・災害対策委員会は、災害が発生した場合（警報等が発令された場合も含む）、災害対策本部となる。

2. 地震警戒宣言発令時や大地震発生時の対応

- ・地震警戒宣言発令時や大地震発生時の対応について、事前に[緊急時対応マニュアル]で周知する。

【地震警戒宣言発令や大地震発生の場合[緊急時対応マニュアル]

	地震警戒宣言発令の場合	大地震発生の場合（震度5弱以上）
在宅中	・解除になるまで自宅で待機する。	・家族と共に行動する。
登校中	・家に近い場合→家に帰る。 ・学校に近い場合→登校し、職員の指示を待つ。	・安全な所に避難する。 ・学校か家の近い方へ向かう。 ※職員は学区内巡回と校内での非常時機。
在校中	・各教室で静かに待つ。 ・帰宅路の安全を確認後、出欠・人員を確認のうえ、保護者の引き取りを待つ。 保護者または代理人が来た時点で確認の上、児童を引き渡す。	・各学級毎に集合し、出欠・人員を確認の上、保護者の引き取りを待つ。保護者または代理人が来た時点で、確認の上、生徒を引き渡す。引き渡し場所については、現場で案内をする。
下校中	・下校を続ける。	・安全な所に避難する。 ・学校か家の近い方へ向かう。

3. 防災教育・防災（避難）訓練について

避難（防災）訓練は、生徒が体験的に理解できるよう計画的に実施する。（大地震発生・火災発生を想定した避難訓練）これ以外に、津波発生を想定した避難訓練や危険物の落下から身を守る訓練等を必要に応じて行い、身の安全を図る力を養う。

4. 防火責任者及び災害時点検分担

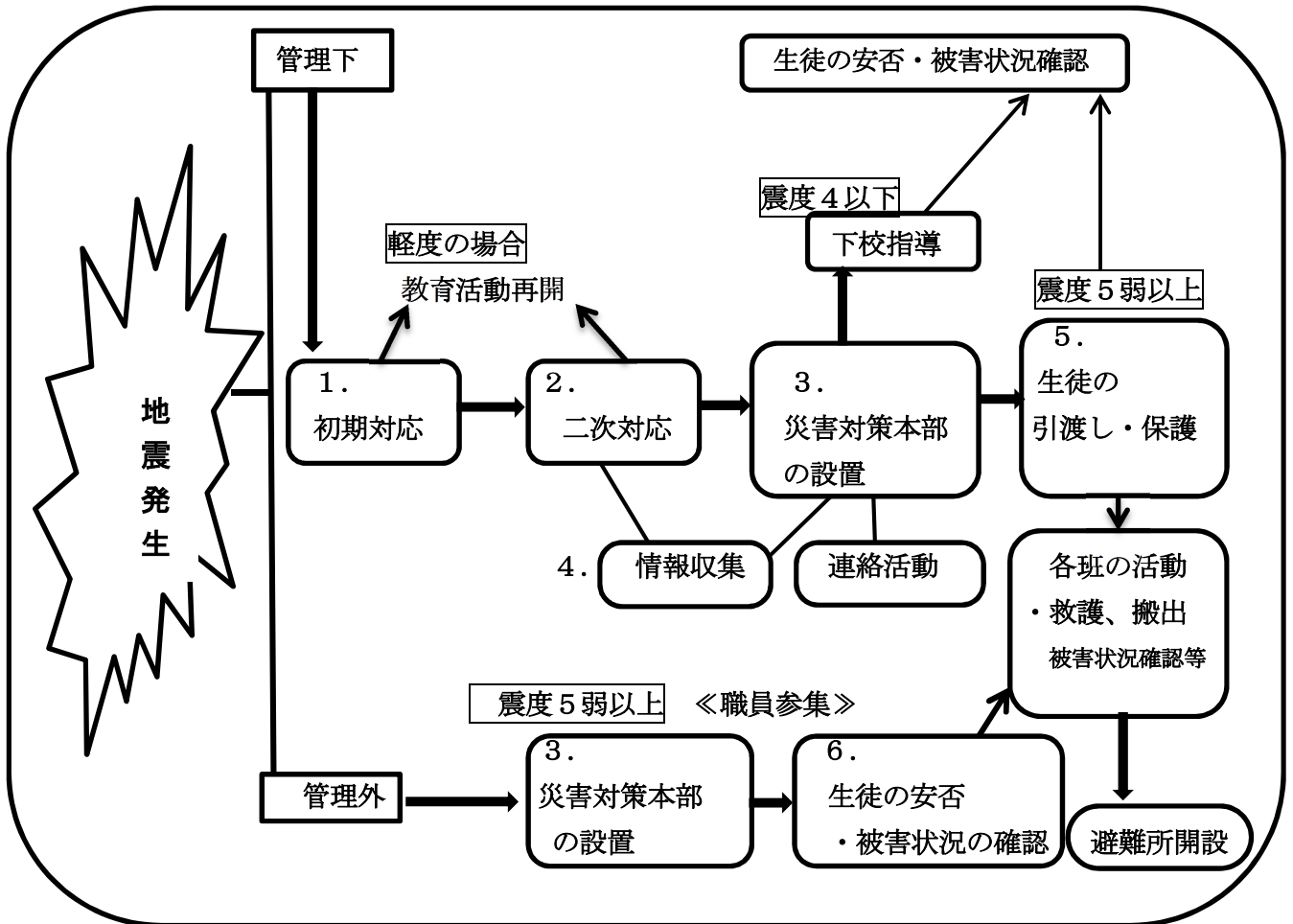
◎防火管理者 教頭

北棟	1階	家庭科担当
	2階	理科担当
	3階	音楽担当
南棟	1階	教務主任
	2階	3年学年主任
	3階	2年学年主任

防火・消火設備責任者	管理部主任・副主任
電機系統設備責任者	庁務員
燃料・ガス等管理責任者	管理部主任・庁務員
危険物・薬品等管理責任者	理科教諭、養護教諭
暖房器具類管理責任者	管理部主任・庁務員
消火器具管理点検責任者	管理部主任

	4階	1年学年主任	各教室等の防火責任者	各学級担任 各特別教室管理者
管理棟	1階（昇降口）	教務主任		
	2階	養護教諭		
	3階	美術科担当		
	体育館	体育科担当		

Ⅲ 災害発生時（地震）の対応



【職員分担】

1. 避難まで

係名	任務	担当者
本部	総指揮を執る	校長 教頭
総務	本部の指示のもと、各係への指示連絡、記録を行う。	防災担当者、教務主任
通報連絡	出火・災害場所及び状況の確認と非常放送や連呼による連絡、外部への通報を行う。	教務主任、学年主任
避難誘導	避難方法、順路、避難場所を指示し、誘導する。避難場所で人員確認し、総務に報告する。	学級担任または教科担任または部活動等指導者、生徒指導担当
救護	避難の困難な生徒、負傷者を搬出し看護する。	養護教諭・保健安全管理部

初期消火	火災発生に当たり初期消火に努める。	発見者（および防火責任者）
搬出	非常持ち出し書類や搬出物を搬出する。	教務主任および管理職

2. 避難後

- ① 安否確認・保護者連絡・・・学級担任を中心に
- ② 救護・・・養護教諭を中心に
- ③ 安全点検・・・学級担任以外で
- ④ 関係機関等との連絡、調整、情報収集及び全体への指示・・・管理職

IV その他の災害発生時の対応

1. 初期対応（火災）

- (1) 出火を発見した場合は大声で呼称する。出火場所を明示しなるべく早く他に報告する。
- (2) 校内放送の設備を利用して、全校の職員・生徒に急報する。
- (3) 勤務時間に火災が発生した時の連絡体制

校長（または教頭）→町消防本部（119番）

校長（または教頭）→町教育委員会

校長（または教頭）→町防災対策本部

- (4) 避難命令が出る。

- ① 窓を閉める（生徒を落ち着かせる）
- ② 避難の際、ハンカチで口と鼻を覆う。（防災ずきん着用）
- ③ 下に出て必ず整列させ、人数を確認する。
- ④ 担任は、必ず教室に生徒がいないことを確認する。
- ⑤ 避難開始。
 - ・トイレに行った生徒の点検（トイレの見回り）
 - ・障害のある生徒の移動（おぶって出ることもある）
 - ・授業のない教職員は、避難の支援を行う。

火災時の対応は、基本的に地震の場合とほぼ同じである。火災発生場所によっては、誘導者は危険の少ない径路を選び誘導する。

【避難の基本】

火事・・・火元から遠ざかる。

地震・・・建物から離れる。

2. 初期対応（風水害時）

午前6時30分の時点で寒川町（または神奈川県東部地域）に何らかの警報（大雨・暴風・洪水・雷）等が発令されている場合

- ① 登校を見合わせ「自宅待機」とする。（ただし、波浪警報は除く）
- ② 7時30分までに緊急連絡網と一斉メール配信で連絡を回す。
 - 《連絡の例》・本日は平常通り授業を行います。
 - ・本日は〇時まで登校してください。（最大2時間遅れ）
 - ・本日は臨時休業です。
- ③ 部活動の朝練習は中止とする。
- ④ 台風の接近等で警報の発令が前日に予想される場合には、家庭への通知を前日配布する。